

財産の処分について

市有財産を次のとおり処分する。

平成25年9月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 財産の表示

区 分	所 在	地 番	地 目	地 積(m <sup>2</sup> )
土 地	松戸市新松戸五丁目	179番2	宅地	7,482.70
		180番2	宅地	2,267.30
土 地	松戸市新松戸七丁目	192番2	宅地	6,300.00

2 処分価額 1,384,990,000円

3 処分の相手方 埼玉県越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社中央住宅

代表取締役 品川典久

提 案 理 由

新松戸地域学校跡地有効活用事業の実施に当たり、松戸市立新松戸北中学校跡地及び松戸市立新松戸北小学校跡地の一部を売却するため。